



注：  
本資料は Deloitte & Touche LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問合せください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。

## 目次

- [概要](#)
- [本提案の主要な構成要素](#)
- [考慮すべき質問](#)
- [気候変動に関する現在の SEC ガイダンスと活動](#)
- [SEC へのフィードバック](#)
- [その他のリソース](#)

# SEC の気候変動の開示要求提案の包括的分析

*Emily Abraham, Doug Rand, Laura McCracken, Kristen Sullivan, and John Wilde, Deloitte&Touche LLP 著*

## 概要

2022年3月21日、SEC は公開企業が提供する気候関連の情報開示を強化、標準化する[開示要求提案](#)<sup>1</sup>を公表しました。SEC のグリー・ジェンスラー委員長は、草案の根拠を説明する[声明](#)の中で、「開示要求提案が適用されれば、投資家が投資判断を下す際に、一貫性があり比較可能な意思決定に役立つ情報を提供し、企業に一貫性のある明確な報告義務を課すことになる。」と強調しました。

本提案では、登録企業は、登録届出書及び年次報告書(例えば、Form 10-K)において開示を行うことが求められます。これには、気候関連の財務上の影響と支出の指標、および財務上の見積りや仮定に対する気候関連の影響に関する議論が含まれ、監査済み財務諸表の注記に記載されます。この開示は、経営者による財務報告に係る内部統制 (ICFR) 及び財務諸表監査の対象となります。

2022年4月5日の午後2-3時(東部標準時)に、特別版 Dbriefs のウェブキャスト “[Understanding the SEC’s proposed climate and cyber disclosure rules](#)” をご覧ください

<sup>1</sup>SEC Proposed Rule Release No.33-11042 *The Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures for Investors.*

財務諸表以外では、登録企業は、MD&A のセクションの直前に、「気候関連の開示」セクションを設けて定量的及び定性的な開示を行う必要があります。この開示は、以下の事項が対象とされます。

- スcope 1、スcope 2 およびスcope 3 の温室効果ガス (GHG) 排出量。
- 気候関連のリスクと機会
- 気候リスクの管理プロセス
- 気候ターゲット及びゴール
- 気候関連リスクのガバナンスと監督

これらの開示は、マネジメントの開示統制及び手続き(DCP)並びに認証の対象となります。さらに、スcope 1とスcope 2 の GHG 排出量の開示は、段階的導入期間中は限定的保証、その後は合理的保証の対象となります。

本提案に基づく開示要件は、以下の表で示されているように、登録企業の規模と開示内容に応じて、数年をかけて段階的に導入されることとなります (以下は本提案が 2022 年 12 月までに最終化され、登録企業が 12 月決算である場合の例示)。<sup>3</sup>

登録企業タイプ	スcope 3 GHG 排出量を除くすべての開示	スcope 3 GHG 排出量の開示	スcope 1, スcope 2 の GHG 排出量への第三者保証
大規模早期提出会社	2023	2024	限定的保証:2024 合理的保証:2026
早期提出会社	2024	2025	限定的保証:2025 合理的保証:2027
早期提出会社以外の会社	2024	2025	不要

小規模な報告会社は、スcope 3 の GHG 排出量開示の対象外となり、かつ移行期間が追加されます(すなわち、2025 年にはスcope 3 GHG 排出量以外のすべての開示が要求されます)。

#### 本提案の主要な構成要素

本提案の中で、SEC は、要求される開示の特定の側面は、金融安定理事会の[気候変動財務情報開示タスクフォース\(TCFD\)](#)、[温室効果ガスプロトコル](#)などの既存の開示フレームワークおよび基準の下で一部の企業が既に提供しているものと類似していると述べています。以下の項目に関する本提案の開示要件は、以下の節で議論されます。

- [財務諸表の開示](#)
- [GHG 排出量](#)
- [ガバナンス](#)
- [気候関連リスク](#)

<sup>2</sup> 限定的保証の目的は、サービス提供者が、主題事項(例えば、スcope 1とスcope 2 の GHG 排出量の開示)が適正に記載されていること、または関連する基準に従っていることを保証するために登録企業が行うべき重要な変更を認識しているかどうかについての結論を表明することです。それに対して、登録企業の財務諸表監査と同じレベルの保証を提供する合理的保証の目的は、主題事項がすべての重要な点において、関連する基準に従っているかどうかについて意見を表明することです。

<sup>3</sup> 大規模早期提出会社または早期提出会社が暦年決算ではなく、その 2023 年度または 2024 年度が上記の強制適用日より前に始まる場合、登録企業は次年度まで GHG 排出量開示要件の遵守は要求されません。つまり、本規制案の適用が最初に要求されるのは暦年会社となります

- 気候リスク管理
- 気候ターゲットとゴール
- 監査及び第三者保証の要件
- 内部統制と開示統制および手続
- 必要な開示の場所とタイミング
- 対象会社
- 重要性

### 財務諸表の開示

本提案では、(1) 洪水、干ばつ、山火事、極端な気温上昇、海面上昇等及びその他の自然条件を含む気候関連事象、及び(2) 「GHG 排出量の削減又は移行リスクへのエクスポージャーの軽減」を含む移行活動、の財務諸表への影響を財務諸表の注記として開示することが登録企業に求められます。登録企業の計算には、該当する場合、特定された気候関連リスクの影響を考慮に入れるべきです(下記の[気候関連リスク](#)のセクションを参照)。気候関連事象と移行活動の両方について、財務諸表への影響額、関連する支出額、および財務上の見積りと仮定に対する影響の開示が含まれます。

### 財務諸表への影響額

本提案は、気候関連事象と移行活動の影響を反映するための登録企業の開示例を提供しています。これには次のものが含まれます。

### 財務諸表への影響額の例

気候関連事象	移行活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業運営やサプライチェーンの混乱による収益やコストの変動</li> <li>• 資産の減損費用(棚卸資産、無形資産、有形固定資産など)偶発損失又は引当金(環境引当金、貸倒引当金等)の変動</li> <li>• 偶発損失または引当金(環境引当金、貸倒引当金など)の変更</li> <li>• 洪水または山火事のパターンによる総予想保険損失の変動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 販売契約の喪失につながる新しい排出量価格設定または規制による収益またはコストの変動</li> <li>• 原材料の輸送など上流コストの変化によるキャッシュフローの変動</li> <li>• 資産の耐用年数の短縮又は残存価額の変動による資産の帳簿価額の変動</li> <li>• 気候リンク債等の金融商品による支払利息の増減</li> </ul>

登録企業は、気候関連事象のすべての負の影響とすべての正の影響を別々に開示すること、並びに、移行活動のすべての負の影響とすべての正の影響を別々に開示することが要求されることになります。これらの開示は、影響の絶対値(すなわち、気候関連現象と移行活動の両方に対する負の影響と正の影響の絶対値)が、合計ベースで関連する財務諸表項目の1%を超える場合に、影響を受ける財務諸表項目ごとに必要となります。

### Connecting the Dots

財務諸表の影響額及び関連する支出額を開示する場合(下記参照)、登録企業は、開示の目的で「ブライト・ライン」1%の閾値を使用します。したがって、登録企業は、財務諸表を作成する際に、この情報を把握し、開示を作成するための適切なプロセス、手順、内部統制を構築する必要があります。

#### 例 1

20X2年12月31日に終了した会計年度において、A社は、(1) 重大な山火事(気候関連事象)による在庫の損傷に関連した減損費用、および(2) 同社の省エネルギー活動による製造費用の減少(移行活動)を計上しています。Aは、財務諸表の影響額の開示を決定するために、次の計算を行います。

売上原価	山火事の影響	省エネルギー活動の影響	プラスとマイナスの影響の絶対値	おおよその影響割合
\$200 million	\$1 million の費用増	\$1.5 million の費用減	\$2.5 million	1.25%

気候関連事象と移行活動の影響の合計の絶対値は売上原価の1%を超えるため、A社は売上原価残高に対するプラスとマイナスの影響を財務諸表の注記で個別に開示します。例えば、Aは以下の注記を開示します。

注記 XX。気候関連の財務指標:

財務諸表科目	気候関連事象による	移行活動による
売上原価	\$1 million	\$1.5 million

#### 支出額

本提案は、気候関連事象及び移行活動への支出を抑制するために、登録企業が負担する可能性があり、そのため開示が求められる費用の例を示しています。これには以下のものが含まれます。

#### 支出の例

気候関連事象	移行活動
次の支出 <ul style="list-style-type: none"><li>気候関連事象に対する「資産や事業の回復力を強化する」</li><li>「影響を受ける資産の見積耐用年数を変更または短縮する」</li><li>気候関連事象の「リスクにさらされている資産や事業を特定する」</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>次の目的のための「新技術の研究開発、資産・インフラ・製品の購入」に関連する支出<ul style="list-style-type: none"><li>GHG 排出量の削減</li><li>エネルギー効率の向上</li><li>排出量の相殺(エネルギークレジットの購入を含む)</li><li>その他の削減効果の向上</li></ul></li><li>開示された気候ターゲットとゴールに関連する支出</li></ul>

気候関連事象及び移行活動のために支出された総額、又は当該現象及び活動のために資産計上された総額が、登録企業の総支出又は資産計上コストのそれぞれ 1%を超える場合には、これらの金額を気候関連現象及び移行活動ごとに区分して別個に開示することが要求されます。登録企業は、金額が含まれている財務諸表明細項目に関係なく、総支出と資産計上額に関連して算出します。

## 例 2

X2 年 12 月 31 日に終了した期間において、企業 B は、(1) 気候関連現象の影響を受ける可能性のある特定の資産の移転に関連した費用 150 万ドル、および (2) GHG 排出削減を目的とした新しい機器に関連したトレーニング費用 150 万ドルを負担しました。B 社はまた、新しい設備に関連する費用 500 万ドルを資産計上しました。総費用は 2 億 5000 万ドル、資産計上コストは 3000 万ドルでした。支出の測定基準に関連する開示を決定するために、B は次の計算を実行します。

カテゴリー	合計金額	資産の移転	新しい機器 及びトレーニング費用	およその影響割合
費用	\$ 250 million	\$ 1.5 million	\$ 1.5 million	1.20%
資産計上コスト	\$ 30 million	\$ —	\$ 5 million	16.67%

費用および資産計上コストは、それぞれ総費用および資産計上コストの 1%を超えるため、B は、気候関連の現象および移行活動に関連する費用および移行活動に関連する資産計上コストの両方を財務諸表の注記に開示します。

例:

注記 XX. 気候関連の財務指標:

	気候関連現象の金額	移行活動の金額
費用	\$ 1.5 million	\$ 1.5 million
資産計上コスト	\$ —	\$ 5 million

### Connecting the Dots

本提案の下での財務諸表の影響額に関連する要件と整合的な方法で、登録企業は財務諸表を作成する際に支出の測定基準の提供に必要な情報のために、追加のプロセス、手続き、内部統制を導入する必要があるかもしれません。しかし、登録企業が気候関連事象や移行活動に特別に関連する支出を特定することは困難かもしれません。例えば、新たに取得された固定資産の一部や、気候に直接起因する保険料の変動を確認することは、特に他の要因が作用している場合(例えば、保険費用に寄与する技術の進歩やその他の要因)には困難でしょう。SEC の企業財務部門 (DCF) が公開した企業固有のコメント・レター (詳細については、下記の「[気候変動に関する現在の SEC ガイダンスと活動](#)」セクションを参照) を調査した結果、このような支出に関する情報を一部の登録企業が容易に入手できないことが判明しました。

### 財務上の見積りと仮定

本提案では、登録企業は、気候関連事象及び移行活動（登録企業自身の気候関連の目標又は目標を含む）に関連するリスク、不確実性又は既知の要因が、財務諸表に反映されている見積り及び仮定に影響を与えたか否かについて開示する必要があります。該当する場合、登録企業は、見積り及び仮定がどのように影響を受けたかを定性的に開示するよう要求されるでしょう。例えば、特定の気候ターゲットを設定する登録企業は、GHG 排出量を削減するために特定の資産を早期に廃棄することを計画することができます。これらの資産に関連する耐用年数の変更は、移行活動の影響を受ける財務上の見積りを表します。

### 財務諸表の開示に関するその他の考慮事項

登録企業は、財務諸表に反映されている連結の方針と統合的な方法でこれらの財務諸表の影響額及び支出額の計算を行い、また、該当する場合には、同じ会計原則を考慮します。開示は、財務諸表に表示されるすべての期間（すなわち、登録企業の開示要求に応じて 2 年または 3 年）について要求されます。測定基準がどのように導かれたかの説明、使用された重要なインプットまたは仮定、測定基準の計算に関連するポリシーの選択など、適切な状況を提供する必要があります。また、これらの開示は PCAOB 基準監査の対象となります。

#### Connecting the Dots

本提案では、登録企業が過去の期間に測定基準を提示していない場合、「当該測定基準を計算又は推定するために必要な過去の情報が、不合理な努力又は費用なしには登録企業にとって合理的に入手できない場合には、登録企業は、[1934 年証券取引法] のルール 409 又はルール 12 b-21 によって、対応する過去の測定基準を除外することができます。」としています。これらのルールにより、登録企業は、SEC への提出が要求される書類の中で、入手可能な情報を開示ことができ、また、情報を省略した場合には不合理な努力または費用を払わなければ入手できないという説明を含めることができますが、登録企業がこのような配慮を利用することはほとんどないことを、我々はこれまで観察してきました。

提案された規則は、登録企業が気候関連の現象、移行活動、又はその他の気候関連の機会に関連する機会の影響を開示することを認めますが、要求はしません。以下の [気候関連リスク](#) のセクションを参照。

### GHG 排出量

本規制案では、GHG 排出量は以下のように分類・定義されている。

スコープ 1 GHG 排出量	「登録企業が所有または管理する事業からの直接的な GHG 排出量」
スコープ 2 GHG 排出量	「登録企業が所有または管理する事業によって消費される、購入または取得された電気、蒸気、熱、または冷却からの間接的な GHG 排出量」
スコープ 3 GHG 排出量	「登録企業のバリュー・チェーンの上流および下流の活動で発生する、登録企業のスコープ 2 排出量に含まれない全ての間接的な GHG 排出量」

本規制案では、上流及び下流の活動も特定しています (スコープ 3)。

上流の活動	下流の活動
<ul style="list-style-type: none"><li>購入した商品・サービス</li><li>資本財</li><li>スコープ 1 またはスコープ 2 に含まれない燃料およびエネルギー関連の活動</li><li>購入した物品、原材料、その他の投入物の輸送および流通</li><li>廃棄物発生量</li><li>社員の出張</li><li>社員の通勤</li><li>購入又は取得した物品又は役務に係るリース資産</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>販売された製品、製品、またはその他の生産物の輸送および流通</li><li>関連するサードパーティの活動:<ul style="list-style-type: none"><li>販売した製品の加工</li><li>販売した製品の使用</li><li>販売した製品の廃棄処理</li></ul></li><li>物品又は役務の販売又は処分に係るリース資産</li><li>フランチャイズ</li><li>投融資業務</li></ul>

### 測定

登録企業は、スコープ 1 とスコープ 2 の GHG 排出量を開示することが求められ、そしてスコープ 3 の GHG 排出量の開示は、重要である場合または登録企業がそのような排出量を含む削減ターゲットまたはゴール（*気候ターゲットとゴール* セクションを参照。）を設定した場合に必要となります。各排出範囲について、登録企業は（購入または発生したオフセットを考慮する前の）総排出量を (1) 各 GHG ごと（二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、三フッ化窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄）に細分化し、(2) 二酸化炭素換算値 ("CO<sub>2</sub>e") を用いて集計したものを開示することが求められます。登録企業は、スコープ 1 とスコープ 2 の温室効果ガス排出量の合計について、またスコープ 3 の温室効果ガス排出量については個別に、収益単位当たりと生産単位当たりの二酸化炭素換算排出量で GHG 排出原単位を開示することが求められます。登録企業が収益または生産を有していない場合、登録企業は GHG 排出原単位の別の測定値を開示するよう要求されます。さらに、登録企業は、そのような測定単位が用いられたこと、およびなぜそれが投資家にとって有用であるかを開示する場合には、GHG 排出量単位の追加的な測定値を開示することができます。

### 境界 (Boundaries)

本規制案では、組織の境界は、「登録企業の連結財務諸表に含まれるものと同一の会計原則に基づき、事業組織内の事業体、業務、資産及びその他の保有の範囲と整合的でなければならない」としています。すなわち、本提案で開示される GHG 排出量は、連結子会社のすべての排出量と、登録企業が比例連結または持分法のいずれかを適用した投資の GHG 排出量に対する登録企業の持分が反映されます。連結されていない、比例連結されていない、または持分法で会計処理されていない事業体は、スコープ 3 の GHG 排出量開示に反映されません。

#### Connecting the Dots

本提案の多くの側面は GHG プロトコルと一致していますが、子会社および関連会社の扱いは一致していません。GHG プロトコルでは、事業者は株式持ち分アプローチ（各子会社の経済的利益を反映）またはコントロール・アプローチ（支配されている子会社の排出量を反映）のいずれかを適用することができます。企業は、「コントロール」について財務上または業務上のどちらかの定義を選択できます。本提案では、GHG プロトコルの下で既に報告を行っている登録企業は、連結財務諸表と整合するように、報告範囲と在庫管理計画を改訂する必要があります。

### 測定方法と前提条件

開示する GHG 排出量の範囲にかかわらず、登録企業は、その重要なインプットと仮定、ならびに対応する計算を実施するために使用した方法を含める必要があります。提案された規則は、GHG 排出量の算定方法を規定していませんが、登録企業は、使用したアプローチ(原材料の使用、第三者データを含む)、算定ツール、組織および事業の範囲を開示しなければなりません。また、データの欠落があれば、それに対処するために代理変数または別の方法が使用されたかどうかを開示する必要があります。登録企業が、GHG 排出量を測定するために使用した方法または仮定を当年度と前年度の間で変更した場合、その変更を開示することが要求されます。

#### Connecting the Dots

本提案は、変更が生じた場合に登録企業が提供しなければならない具体的な開示の概要を示していません。しかし、ASC 250 は、企業に対し、変更の性質及び理由、並びに影響を受けた財務諸表項目への影響の記述等の情報を開示することを要求していますが、類似した適用も可能です。

### 見積り

本提案では、登録企業が次回の申請で実際の GHG 排出量データと推定 GHG 排出量データとの重要な差異を開示する限り、現在利用可能なデータがない場合には、第 4 四半期の GHG 排出量開示について「合理的な推定値」を認めています。登録企業は、年次報告書の中で、当期の計算に用いた方法又は重要な仮定と過去の期間に用いた仮定との間の重要な変更を開示することを要求されます。GHG 排出に関する情報は、直近に終了した会計年度について要求され、合理的に入手可能であれば、登録企業の財務諸表に示された過去の期間について提供される必要があります。

#### Connecting the Dots

上記の財務諸表の開示セクションで述べたように、本規制案は、1934 年証券取引法のルール 409 又はルール 12 b-21 に基づき、登録企業が特定の必要な情報を省略することができる可能性があることを示しています。しかし、登録企業が他の必要な開示のためにそのようにしている事例を我々はほとんど認識していません。

### 追加のスコープ 3 の開示

登録企業がスコープ 3 GHG 排出量を開示する場合、算定に含まれる上流および下流の活動のカテゴリーを記述し、重要なカテゴリーごとにスコープ 3 GHG 排出量を個別に開示することが要求されます。さらに、本規制案では、登録企業がスコープ 3 GHG 排出量を測定する際には、「以前に自らの事業活動であったが、外部委託した事業活動」を考慮することが明示されています。また、登録企業はスコープ 3 GHG 排出量の範囲を、「その範囲を使用する理由と基礎となる仮定を開示する限り」提供することができます。

さらに、登録企業は、スコープ 3 の GHG 排出量を計算するために使用したデータを、以下のいずれかを含めて開示することが求められます。

- 登録企業のバリューチェーン内の当事者によって報告された排出量、およびそのような報告が登録企業または第三者によって検証されたのか、検証されていないのか。
- 登録企業のバリューチェーンの当事者によって報告された特定の活動に関するデータ。

<sup>4</sup> 米国財務会計基準審議会会計基準書 (ASC) 第 250 号 会計上の変更及び誤謬の訂正。



- 経済学的研究、公表されたデータベース、政府統計、業界団体、または登録企業のバリューチェーン外の他の第三者の情報源から得られたデータ (排出量、活動、または経済データの業界平均を含む)。

スコープ 3GHG 排出量の開示は、証券法のセーフハーバー条項の対象となり、それらを作成または再確認するための合理的な根拠がないか、または悪意で提供されない限り、そのような法律の下では不正とはみなされません。

## ガバナンス

提案された規則は、登録企業に対し、理事会が気候関連リスクをどのように監督しているかについて以下の情報を開示することが要求される

- 気候関連のリスクを監督する責任を負う特定の取締役会メンバーまたは取締役会委員会。
- 取締役の中に気候関連リスクに関する専門知識を有している者がいるかどうか、また、有している場合には、その専門知識の性質。
- 取締役会または取締役会委員会が、気候関連のリスク、そのようなリスクについてどのように知らされるか、およびそのような議論がどの程度の頻度で行われるかを議論するために行うプロセス。
- 取締役会または取締役会委員会「事業戦略、リスク管理、財務管理の一環として」が気候関連リスクをどのように考慮するか。
- 取締役がどのようにして気候関連のターゲットまたはゴールを設定するか、あるいは登録企業がそのような目標または目標に向かって進んでいるかを監督するか。

### Connecting the Dots

気候関連のリスク専門家の特定に関連する規制案の要件は、サーベンス・オクスリー法の下での監査委員会の財務専門家の特定に関連する要件と同様にみなされる可能性があります。しかし、提案された規則では、登録企業は「専門知識の性質を明確に説明する必要な内容」として個人の専門知識の記述が要求されます。このような開示は、通常、監査委員会の財務専門家には要求されません。

さらに、本提案は、登録企業に対し、その経営者がどのように気候関連リスクを評価し、管理しているかについて、以下の開示を要求しています。

- 気候関連リスクの評価と管理を担当する特定の役員または経営委員会。
- 経営陣の関連する専門知識。
- 気候関連のリスクに関する情報を入手し、監視するために経営者が行うプロセス。

登録企業はまた、気候関連の機会を評価する上での経営者の役割と、そのような機会に対する取締役会の監督を開示することを選択することができます。

### Connecting the Dots

上記の開示は、特にリスク管理とガバナンスに関して、SEC が最近提案したサイバーセキュリティリスクに関する規則の内容と一致しています。これまで、ガバナンスに関連する事項は、主に登録企業の株主総会招集通知に記載されてきました。本提案では、年次報告書にガバナンス情報の開示を拡大することが求められており、ガバナンス情報の開示スケジュールが前倒しされることになります。

<sup>5</sup>SEC Final Rule Release [No.33-8177 Disclosure Required by 406 Sections of Sarbanes-Ox 407 ley Act of 2002](#) を参照してください。

<sup>6</sup>SEC Proposed Rule Release No.33-11038 *Cybersecurity Risk Management, Strategy, Governance, and Incident Disclosure*。

## 気候関連リスク

登録企業は、気候関連のリスクが、(1) その事業や財務諸表に重大な影響を及ぼしているか、及ぼす可能性が高いこと、および(2) 登録企業の「戦略・ビジネスモデル・見通し」に影響を及ぼしているか、または及ぼす可能性が高いことを開示することが要求されます。本規制案では、気候関連リスクを「登録企業の連結財務諸表、事業活動、バリューチェーン全体に気候関連の状況や現象が及ぼす実際のまたは潜在的な悪影響」と定義しています。これらのリスクには、移行リスクに加えて、急性(例えば、ハリケーン、洪水)または慢性(例えば、持続的な高温などの長期的な気象パターン)の物理的リスクが含まれます。開示要件の概要は下表のとおりです。

気候リスクの種類別の必要な開示	
物理的リスク	移行リスク
<ul style="list-style-type: none"><li>• リスクの性質(例えば、急性、慢性)</li><li>• 当該リスクにさらされる「プロパティ、プロセス、またはオペレーション」の場所 (郵便番号又は類似の固有の識別項目を含む。) 及び性質</li><li>• 洪水リスクについて:<ul style="list-style-type: none"><li>◦ 浸水想定区域内の資産(例えば全面積の 25%)</li><li>◦ 資産の所在地</li></ul></li><li>• 水資源の高ストレスリスク:<ul style="list-style-type: none"><li>◦ 当該区域内の資産の額(例えば、簿価 100 万ドル、総資産の 10%)</li><li>◦ 資産の所在地</li><li>◦ 当該地域の総水使用量(例えば、登録企業の総水使用量の 30%)</li></ul></li></ul>	<p>リスクの性質、およびそれが規制、技術、市場、責任、評判、またはその他の移行リスクに関連しているかどうか。</p>

すべての気候関連リスクについて、登録企業は、その事業、製品、サービス、供給者、移行活動(例えば、新しい技術やプロセス)、研究開発費、又は「その他の重大な変化又は影響」を含め、リスクの現在の又は潜在的な影響を開示することが要求されます。また、開示は、リスクが財務諸表にどのように影響するか、または合理的に影響する可能性があるかについても言及しており、これには、上記の財務諸表の開示の項に記載されている財務的影響および支出に関連する測定基準に関する測定基準も含まれます。また、登録企業は、リスクが事業戦略、財務計画、資本配分にどのように影響するか、また、その影響が短期、中期、長期のいずれで発生すると予想されるかを開示しなければなりません。提案された規則は、そのような期間を規定していませんが、登録企業が独自の定義を作成し、それを開示することを要求されます。

### Connecting the Dots

多くの上場企業は現在、年次報告書のリスクファクターの開示の一環として気候関連リスクに取り組んでいます。例えば、S&P 500 指数の企業の 3/4 以上が、直近の年次報告書のリスクファクターの項目で気候変動や排出に関する事項を開示しています。しかし、提案された規則は、現在企業が提供している情報よりもはるかに詳細な開示を要求することになります。

登録企業が内部炭素価格(例えば、予算編成、予測、またはパフォーマンス管理のために炭素排出量に割り当てられた金銭的コスト)を使用する場合、(1) CO<sub>2</sub>e 単位当たりの現在価格、(2) 登録企業における総価格、(3) 総価格がその後に変化すると予想されるかどうか、および予想される場合にはどのように変化するか、(4) そのような価格がどのように決定されるか、およびその根拠、(5) その価格が気候関連リスクを評価および管理するためにどのように使用されるか、を開示することが要求されます。

登録企業がシナリオ分析または別の分析ツールを使用して事業の回復力を評価する場合、シナリオ(例えば 2 度の増加)、仮定、およびシナリオの予測される財務的影響を記述する必要があります。

本提案は、「登録企業の連結財務諸表、事業活動、またはバリューチェーン全体に対する気候関連の状況および現象の実際または潜在的なプラスの影響」と定義される気候関連の開示が認められます(ただし、要求はされません)。

### 気候リスク管理

登録企業は、気候関連リスクを「識別・評価・管理」するプロセスを開示することが求められます。その開示には、登録企業が(1) が気候関連リスクの重要性と重要性をどのように評価するか、(2) 移行リスクの評価において、実際の又は潜在的な規制(例えば、GHG 排出限度)及び顧客の需要、技術又は市場価格の変化を考慮すること、(3) 気候関連のリスクを優先し、軽減することが含まれます。さらに、登録企業は、これらのプロセスがより広範なリスク管理プログラムに統合されているかどうかを開示します。

登録企業が気候移行計画を採用している場合、提案された規則は、登録企業がどのように気候関連リスクを緩和又は適応させようとしているか、並びに物理的リスク及び移行リスクを特定し、管理する際に用いられる関連するターゲット及び測定基準を含めて、そのような計画の記述を要求されます。登録企業は、移行計画の完了に向けた進捗状況を明らかにするために、開示内容を毎年更新することが求められます。

本提案はまた、登録企業が気候関連の機会を特定し、評価し、管理するプロセスを開示することを認めますが、要求はしません。

### 気候ターゲットとゴール

登録企業が、例えば GHG 排出量、エネルギー使用量または水使用量の削減に関連する気候関連のターゲットまたはゴールを設定した場合、以下のような情報を開示することが要求されます。

- ターゲットに含まれる活動範囲(例:スコープ 1 とスコープ 2 のみ、国内業務のみ)。
- ターゲットを達成するために想定される時間軸(例えば、2030 年までに GHG 排出量を 50%削減)。
- 設定された暫定ターゲット。
- ターゲットの測定方法(CO<sub>2</sub>e 排出量の削減、CO<sub>2</sub>e 排出量の収益当たりの削減など)。
- 登録企業がターゲットまたはゴールを達成するために計画する方法。
- ターゲットまたはゴールに対する登録企業の進捗状況およびその進捗状況がどのように達成されたか(または達成されたかどうか)に関する毎年の更新。
- 気候関連のターゲットまたはゴールを達成するための計画の一部として炭素オフセットまたは再生可能エネルギー証書(REC)が使用されている場合、達成度がオフセットまたは REC に起因することを含む炭素オフセットまたは REC に関する情報。

### Connecting the Dots

DCF からの最近のコメントレター (下記の現在の SEC ガイダンスおよび[気候変動に関する現在の SEC ガイダンスと活動セクション](#)を参照) において、登録企業は、気候関連のコミットメントが MD&A におけるコストおよび資本的支出に与える影響について説明するよう求められました。

本提案は、これらのコメントを拡張し、気候ターゲットとゴールに関する具体的な開示要件を追加しています。

#### 監査及び第三者保証の要件

登録企業の財務諸表の注記開示は、財務諸表及び ICFR に関する既存の監査要件の対象となります。スコープ 1 およびスコープ 2 の GHG 排出量の開示は、段階的導入期間中は限定的保証、その後合理的保証の対象となります。任意の保証(例:スコープ 3)は、スコープ 1 およびスコープ 2 の GHG 排出量開示と同じ要件および同じ保証基準の対象となります。本提案では、具体的な保証基準は規定されていませんが、一般的に利用可能であること、適切な手続を経て設定されていること、パブリックコメントの対象となること等を含め、これらの基準について一定の最低要件が課されています。

本提案では、GHG 排出量証明の提供者は、(1) 専門的な基準に従った取り組みを行う GHG 排出量の専門家であり、(2) 登録企業から独立していなければなりません。GHG アステーション報告書には、使用された特定のアステーション基準、情報に対する経営者の責任、および保証業務提供者の責任などの特定の情報が含まれます。また、登録企業は、(1) ライセンスまたは認定情報、(2) 記録保持義務、および、保証業務が「監督検査プログラム」の対象となるかどうかに関連するものを含め、追加の開示を提供する必要があります。

### Connecting the Dots

本提案では、特定の保証基準は設定されていませんが、AICPA、PCAOB、および IAASB が発行する基準と整合的です。また、本提案で求められている独立性の要件は、独立登録会計事務所に既に設定されている要件と同じです。

#### 内部統制と開示統制および手続

上記の[財務諸表開示](#)のセクション財務諸表開示に概説されている開示は、監査済み財務諸表に含まれるため、登録企業の ICFR の対象となります。したがって、EGCs 以外の大規模早期提出会社によって提供されなければならない ICFR の有効性に関する経営陣の評価と監査人の証明共に、提案された規則の追加的な開示要件に対応する必要があります。

開示統制および手続 (DCP) は、ICFR を広く網羅する広範な統制であり、1934 年証券取引法に基づく申請または提出において登録企業が開示しなければならない情報が、特定の期間内に記録、処理、要約および報告されることを確実にするように設計されています。経営者は、DCP の評価を開示し、四半期報告書および年次報告書に開示された情報に関する証明書を提供する必要があります。GHG 排出量を含め、財務諸表外で要求される開示は、登録企業の DCP とマネジメント認証の対象となります。

## 必要な開示の場所とタイミング

本提案では、登録企業は、登録届出書(例えば、Form S-1、S-3、S-4、F-1、F-3、F-4)及び年次報告書(例えば、様式 10-K 及び 20-F)において開示を行うこととなります。上記の財務諸表の開示セクションに概説されている開示は財務諸表に要求されますが、GHG 排出量および関連する証明報告書を含む残りの開示は、新たに作成され、MD&A の直前に提示される気候関連開示セクションに要求されることとなります。本提案に概説されている開示要件が他のセクション(例えば、MD&A、リスク因子)で取り扱われている場合、登録企業は参照方式によりそれらを気候関連開示セクションに組み込むことが認められます。財務諸表及び気候関連開示の項目における開示は、登録企業の登録届出書又は年次報告書と同時に行われるべきです。本提案では、登録企業は、インライン XBRL を使用して、必要な説明的および定量的開示を電子的にタグ付けすることが求められます。

上記の財務諸表の開示は監査済財務諸表にのみ要求され、四半期報告書に提出される中間財務諸表には含まれません。しかし、本提案は、登録企業に対し、四半期報告書(国内登録企業の場合)又は Form 6-K(外国登録企業の場合)において、直近の年次報告書で開示された情報に対する重要な変更を開示することを要求しています。これには、例えば、登録企業が年次報告書の開示に推定値を使用した場合、第 4 四半期の排出量の重大な変化が含まれます。

## 対象会社

本提案は、資産担保の発行体を除き、すべての国内および外国の登録企業に要求されます。さらに、新規株式公開(IPO)を完了した企業、および登録企業(特定目的買収会社を含む)と合併する民間事業会社(ターゲット)についても開示が必要となります。対象となる企業の情報は、取引に先立って提出される株主総会招集通知または Form S-4 に記載する必要があります。

### Connecting the Dots

EGC とは、2012 年にスタートアップ法(Jumpstart Our Business Startups Act)に基づいて設立された発行体の一つで、一定期間、比較的厳格でない報告や規制要件を適用することを許可することにより、特定の企業に IPO を奨励するものです。本提案は、新規株式公開を行う EGC に対する免除規定はありません。したがって、そのような事業体は非 EGC と同じ開示要件の対象となります。

## 重要性

本提案では、登録企業が使用する重要性の定義は、最高裁の定義と一致しなければならないとしています。すなわち、「合理的な投資家が有価証券を売買するかどうか、あるいはどのように議決権を行使するかを決定する際に重要であると考えられる実質的な可能性がある場合、その事象は重要である」ということです。本提案では、重要性は事実や状況に基づくものであり、将来の事象の発生確率や大きさだけでなく、定性的・定量的な要因も考慮していることが強調されています。

## 考慮すべき質問

本提案は、公開企業に対する気候関連の開示要件を大きく変更することとなります。ほとんどの企業にとって、開示要件を満たすために必要な努力は相当なものであり、今すぐに準備を開始する必要があります。

最近の [Deloitte survey](#)（売上高が 5 億ドルを超える公開企業の財務、会計、サステナビリティ、法務担当幹部 300 人を対象にした調査）では、半数以上 (57%) が、開示対象の環境、社会、ガバナンス (ESG) データに関して、データの利用可能性 (アクセス) とデータの品質 (正確性または完全性) が依然として最大の課題であると回答しています。現在、ESG のトピックに焦点を当てた ESG 協議会またはワーキンググループを設置している回答者は、4 分の 1 未満 (21%) です。しかし、半数以上 (57%) が積極的に取り組んでいます。大多数 (82%) はまた、重要な利害関係者の情報ニーズを満たす ESG の開示を行うためには、追加のリソースが必要になると考えています。

調査回答者が示した課題を考慮し、最終的なルールを予想すると、提案された規則をフレームワークとして使用し、次の質問を検討することによって、企業は今すぐ準備を開始することが期待されます。

- 気候関連またはその他の ESG リスクおよび機会に対する監督責任は誰にあるか。財務、内部監査、監査委員会または取締役会はどのように関与しているか。そのような関与を管理するためにどのような政策と手続きが実施されているか？
- 気候関連のどのような情報が現在収集され、利用可能であるか。現在、この情報に関してどの程度の保証が得られているか。どのような追加情報 (もしあれば) を作成または収集する必要があるか (監査済み財務諸表での開示を含む)。
- 企業は気候関連の開示の重要性をどのように評価しているか。当該開示が重要であるか否かを判断するために必要な情報を収集するためのシステム及びプロセスは整備されているか。
- 提案された規則の開示要件に対処するために、どのような開示統制と手続きが実施されているか。また、監査された財務諸表において要求される開示に対処するために、財務報告に関するどのような内部統制が実施されているか。
- 気候関連の情報は、現在いつ準備され、検討されているか。SEC が提案している報告期限と比較して、そのタイミングはどのようになっているか。提案されている報告期限を満たすために、企業はどのような資源 (例えば、人、プロセス、技術) を必要とするか。

前述したように、SEC は、提案された規則が、TCFD や GHG プロトコルで推奨されているような既存のフレームワークや基準と整合的であることを示しています。したがって、既にそのような開示を提供している登録企業は、提案された規則の要求事項の実施において、より優位となる可能性があります。

### 気候変動に関する現在の SEC ガイダンスと活動

本提案は、当時 SEC の委員長代理だった Allison Herren Lee 氏が、規則制定のための前段階として、気候変動に関する情報開示について意見を求める [リクエスト](#) を発行してから約 1 年後に制定されたものです。議長長の Gensler 氏も同様に、在任中に気候リスクと気候関連の情報開示に焦点を当てています。例えば、米国上院の銀行・住宅・都市問題委員会での彼の [発言](#) において、彼は、業界全体と投資家の両方が、明確なロードールの恩恵を受けるだろうと指摘し、そのような開示に関連する要件を策定するには、経済分析とパブリックコメントを考慮するよう SEC のスタッフに指示したと述べました。

現在、気候関連の開示に関する SEC のガイダンスは、主に 2010 年解釈リリースに含まれており、既存の SEC 要件のコンテキスト内での考慮事項を示しています。さらに、2021 年 9 月、DCF は 30 以上の登録企業に対し、2010 年解釈リリースのテーマに基づいた気候変動開示に関するコメントレターを発行しました。2021 年 9 月 22 日、DCF は「発行体各位」レターを公表しました。このレターには、DCF が公開企業に対して発行する可能性のある、こうした開示についてのコメントのサンプルが含まれています。DCF が気候情報開示に関する企業固有のレターを公表する前に公表したサンプルコメントは、そのような開示に関するコメントを DCF から受け取っていない登録企業者への早期警告となりました。発行者様への書簡に関する詳細は、Deloitte の 2021 年 9 月 27 日付けの文書 [Heads Up](#) をご覧ください。

2022 年 2 月から、DCF は気候情報開示に関連した企業固有のコメントレターや回答を公表し始めました。これらの書簡における DCF のコメントは、そのサンプルコメントと概ね一致しており、職員が企業の社会的責任 (CSR) 報告書およびその他の企業開示における公表を検討していたことを示しています。また、登録企業が温室効果ガス削減などの気候変動緩和とコミットメントを履行するために、多額の設備投資や運営費を必要とするかどうかについての質問も含まれていました。われわれは、登録企業が企業固有のコメントレターを受け取った場合、そのようなレターには平均して約 6 件のコメントが含まれていることを認識しました。さらに、最初のレターを受け取ったほぼすべての登録企業は、平均して約 5 件のコメントを含むフォローアップコメントを受け取りました。いくつかのケースでは、登録企業は DCF から第 3 ラウンドのコメントを受け取りました。

コメントレターに対する回答の中で、多くの登録企業は、(1) コメントに記載された特定の気候関連の開示は、登録企業の事業にとって重要ではない、(2) 気候関連の開示とリスク要因はすでに既存の開示に組み込まれている、あるいは (3) CSR 報告書の情報は SEC 提出書類の利用者よりも幅広い読者を対象としている、と述べました。つまり、従業員、顧客、サプライヤー、非政府組織、政府が CSR 報告書を使用することはあっても、そこに含まれるすべての情報が SEC への提出書類の開示目的で重要であるとは限らないというのが一般的な考えでした。DCF の追加コメントレターでは、登録企業が提出した最初の回答の裏付けとして、より詳細な重要性分析が主に求められました。いくつかのケースでは、登録企業は、将来の申請における文言の修正または拡大に同意しており、特にリスク要因に関連した文言や、比較的少ないですが MD&A に関連した文言の修正または拡大に同意しています。登録企業が CSR 報告書には記載したが SEC への申請からは除外した情報に関する DCF からのフォローアップコメントは確認されませんでした。

本提案に加えて、SEC の規制アジェンダには、投資ファンド名に関連する SEC 規制の潜在的な修正が含まれています。このような修正は、投資ファンドを「サステナブル」または「ESG」ファンドとすることに関連する特定の要件に対処することができます。

### SEC へのフィードバック

SEC は、提案された規則に関する市場参加者からのフィードバックに関心を示しており、コメントの提出に特定のフォーマットを要求していません。コメント者の中には、SEC から提出された特定の質問には一切言及せずに、自らの見解を叙述形式で提示することを選択する者もいれば、特定のコメント要求の全部または一部にのみ回答することを選択する者もいます。どのような形式でも受け入れられ、SEC はあらゆる種類のフィードバックを奨励しています。本提案された規則に対する意見提出の期限は、Federal Register に掲載されてから 30 日後、または 2022 年 5 月 20 日のいずれか遅い方とされています。

<sup>7</sup> SEC 解釈指針第 33-9106 号 気候変動に関連する開示に関する委員会のガイダンス。

## その他のリソース

上記のリソースに加えて、以下のような Deloitte のリソースは、企業が気候関連の開示に対するアプローチを評価するのに役立つ可能性があります。

- [Heads Up—エグゼクティブサマリー、SEC、気候変動情報の開示要求に関する規則を提案](#)
- [Heads Up—#DeloitteESGNow—基準の設定 ESG 及び気候変動報告と財務報告の融合](#)
- [Financial Reporting Alert—環境イベントや活動に関する財務報告上の考慮事項](#)
- [Heads Up—SEC、気候変動情報開示に関するサンプルコメントを公表](#)
- [Heads Up—SEC の気候関連およびその他の ESG 情報開示に関する要求](#)
- [ESG の監督における監査委員会の役割の定義](#)

### 関連項目:

- [サステナビリティとビジネスよりよい再建を実現するためのアクション・プラン](#)
- [サステナビリティ・フレームワーク及び基準 — サステナビリティ会計基準審議会](#)
- [サステナビリティ及びビジネス—環境保護の導入 : ESG の E](#)
- [財務諸表監査における ESG 関連事項の検討](#)
- [ESG 報告及び保証 — 監査担当者のためのロードマップ](#)



## 財務責任者のための Dbriefs

Deloitte のライブウェブキャストである *Dbriefs* にご参加ください。お客様のビジネスに影響を及ぼす重要な動向について貴重な情報を提供します。財務報告、税務会計、事業戦略、ガバナンス、リスクのトピックについて *Dbriefs* の「財務責任者」シリーズをご覧ください。*Dbriefs* では、CPE クレジット取得のための便利で柔軟な方法も提供されています—あなたは自分の席に座っていただければいいのです。

## 登録

*Dbriefs* の会員になるための登録や、デロイトの Accounting and Reporting Services Department が発行する会計に関する刊行物を受け取るためには、[My.Deloitte.com](https://my.deloitte.com) にて登録ください。

## The Deloitte Accounting Research Tool

多くの情報を指先一つで完全に把握しましょう。Deloitte Accounting Research Tool (DART) は、会計や財務開示に関する資料の総合的なオンライン・ライブラリです。DART には、弊社の会計マニュアルならびにその他の解釈指針や刊行物のみならず、米国財務会計基準審議会 (FASB)、問題発生専門委員会 (EITF)、米国公認会計士協会 (AICPA)、公開会社会計監視委員会 (PCAOB)、米国証券取引委員会 (SEC) などの資料が含まれています。

DART は営業日ごとに更新されており、DART の使いやすいデザインやナビゲーションシステムと、その強力な検索機能やパーソナライズ機能によって、利用者は、どんなデバイスやブラウザからでも、いつでも瞬時に情報を見つけ出すことができます。DART のコンテンツの大半は無料で利用可能ですが、登録者は、デロイトの *FASB* 会計基準コーディフィケーションマニュアル (*FASB Accounting Standards Codification Manual*) などのプレミアムコンテンツにもアクセスできます。また DART の登録者等は週報「*Weekly Accounting Roundup*」を購読することができます。「*Weekly Accounting Roundup*」には最近のニュース記事、刊行物、DART へのその他の追加情報などへのリンクも提供されています。DART に関する詳しい情報や、DART のプレミアムコンテンツの 30 日間無料トライアルのお申し込みについては、[dart.deloitte.com](https://dart.deloitte.com) をご覧ください *Dbriefs* は、CPE クレジットを取得するための便利で柔軟な方法をお客様のデスクでも提供します。

# Deloitte. トーマツ. デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む) の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数を指します。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハルビン、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース (存在理由) として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュートーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して“デロイトネットワーク”) が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性と完全性に関して、いかなる表明、保証または確約 (明示・黙示を問いません) をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.